

消教地第137号
29文科生第844号
平成30年3月20日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各国公私立大学長
各国公私立高等専門学校長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

殿

消費者庁次長

川口康裕



(印影印刷)

文部科学省生涯学習政策局長
常盤

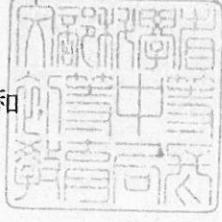
豊



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
高橋道和

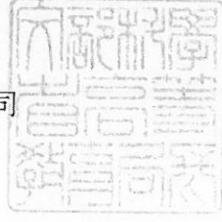
豊



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長
義本博司

豊



(印影印刷)

「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更及び「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づく取組の推進について（通知）

日頃より消費者教育の推進に当たり御高配を賜りまして、誠にありがとうございます。

消費者教育を総合的・一体的に推進することを目的として、平成24年12月に「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、平成25年6月に「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が定められてから、5年を迎えます。これまで、基本方針に基づき、学校、地域社会、家庭、職域などの様々な場で消費者教育に関する取組が行われてきたことを踏まえ、また、消費生活を取り巻く環境の変化を勘案し、消費者教育推進会議などの意見を聴き、この度、基本方針の変更について閣議決定を行いました（別添1）。

変更後の基本方針は、平成30年度から平成34年度までの5年間を対象とするものであり、この基本方針を指針として、国、地方公共団体、教育委員会、消費者団体等、事業者等、学校、消費生活センター、地域福祉関係者その他の幅広い消費者教育の担い手の方々による取組と相互の連携がより一層前進するよう、国としても引き続き取り組んでまいります。

また、変更後の基本方針では、「当面の重点事項」として、消費生活を取り巻く社会経済情勢等を踏まえて重点的に取り組むことが求められる喫緊の具体的な課題を示しました。このうちの一つである「若年者への消費者教育」を具体的に推進するため、平成30年2月20日に消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁の「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」を開催したところです。同会議において、2018年度から2020年度までの3年間を集中強化期間として、関係4省庁が緊密に連携して各種取組を推進することを内容とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（以下「アクションプログラム」という。）を決定いたしました（別添2）。

これに基づき、2020年度には全都道府県の全ての高等学校等において消費者庁作成の消費者教育教材「社会への扉」を活用した授業が行われることを目指すとともに、全都道府県における消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた支援などに取り組んでまいります。

貴職におかれましては、これらを踏まえ、消費者担当部局や消費生活センター等と教育委員会、学校、大学等との連携により、一層の消費者教育の推進に努めていただきますようお願いいたします。あわせて、関係部局、域内の市町村消費者行政部局、市町村教育委員会、所管又は所轄の学校等（専修学校及び各種学校を含む。）関係機関・団体に対して、基本方針及びアクションプログラムの内容を御周知いただきますようお願いいたします。

今後とも消費者教育の一層の推進に向け、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【本件問合せ先】

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1
消費者庁 消費者教育・地方協力課 消費者教育推進室

TEL 03-3507-9149(直通) FAX 03-3507-9259

担当:山田、吉井、久保

E-mail g.syohisyakyoku@caa.go.jp

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省生涯学習政策局 男女共同参画学習課
消費者教育推進係

TEL 03-5253-4111(3462) FAX 03-6734-3719

担当:岩倉、小江

E-mail consumer@mext.go.jp